

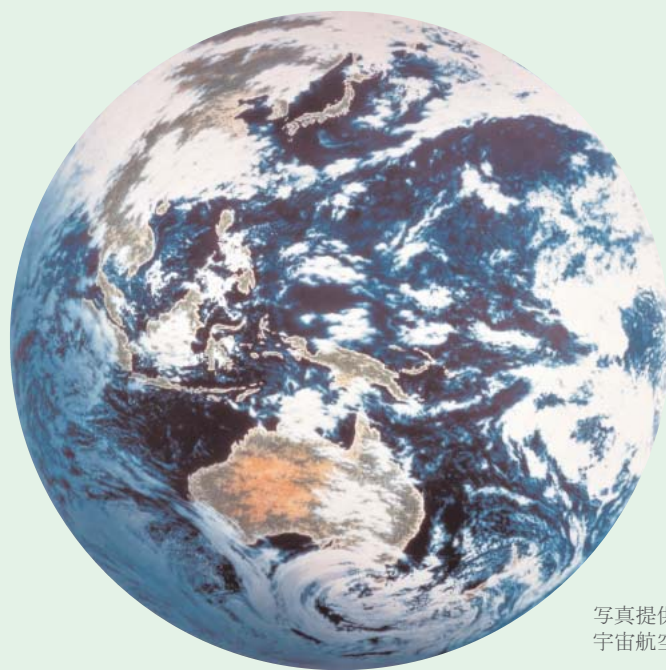


みんなで止めよう温暖化
チーム・マイナス6%

川越市 地球温暖化対策条例

解説パンフレット

～平成19年12月19日に公布、施行されました～



写真提供
宇宙航空研究開発機構

『将来の地球の運命は、
今を生きる私たちにかかっています。』

川 越 市

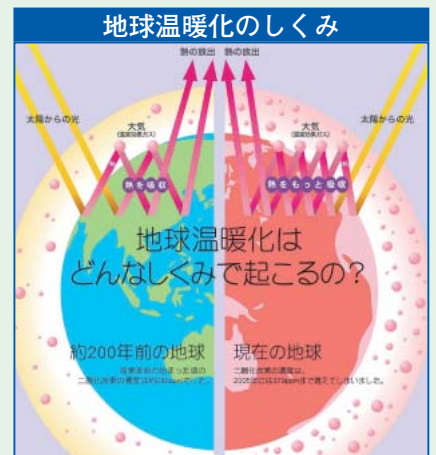


川越市地球温暖化対策条例制定の背景について

～他人事でも遠い未来のことでもありません。今、行動しなくてはならない私たち一人ひとりの課題なのです～

地球温暖化とは

地球は、太陽のエネルギーで暖められ、暖められた熱の一部が宇宙に放出されます。大気中の二酸化炭素やメタンなどは「温室効果ガス」と呼ばれ、暖められた熱を宇宙へ逃がさない働きをしています。もし、温室効果ガスがなければ、地球の気温は低くなりすぎて、私たちは暮らしていけません。熱の放出と保温のバランスがうまくつり合っていると、地球の平均気温は約15度に保たれ、生き物が暮らすのにちょうどよい環境となります。しかし温室効果ガスが大量に増えると、大気中の熱が放出されにくくなり、熱をもっと吸収することで地球がしだいに暑くなっていきます。これが「地球温暖化」です。



出所) 全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイトより

地球温暖化の原因である温室効果ガスの一つ「二酸化炭素」の増加は、テレビを見たり、自動車に乗ったりするなど、毎日の生活で電気やガソリンなどのエネルギーを大量に消費している私たちの暮らしぶりに大きく関係しています。

地球温暖化による深刻な影響

私たちは今かつてない深刻な地球環境の危機に直面しています。

昨年ノーベル平和賞を受賞した、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は最新の報告書で、地球温暖化が既に進行していることを明らかにするとともに、人為起源の温室効果ガスの増加が地球温暖化の原因であるとほぼ断定しました。また、21世紀末までに世界平均気温が最大で6.4度、平均海面水位が最大で59センチ上昇すると予測しています。

このまま地球温暖化が進むと様々な気候変動が起き、大規模な洪水や異常気象、干ばつなどが発生するといわれています。私たちの住む日本においても、大雨や台風の増加、最高気温の更新、紅葉時期の遅れなど、目に見える形で地球温暖化による影響が現れています。地球温暖化は「今そこにある危機」であり早急な対策が不可欠です。



出所) 環境省「地球温暖化パネル」より

**ストップ
地球温暖化**

こうしたことから、市域全体で地球温暖化対策を推進することが必要と考え、川越市地球温暖化対策条例を制定しました。

川越市地球温暖化対策条例について

～恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継ぐため、川越市は本気で取り組みます～

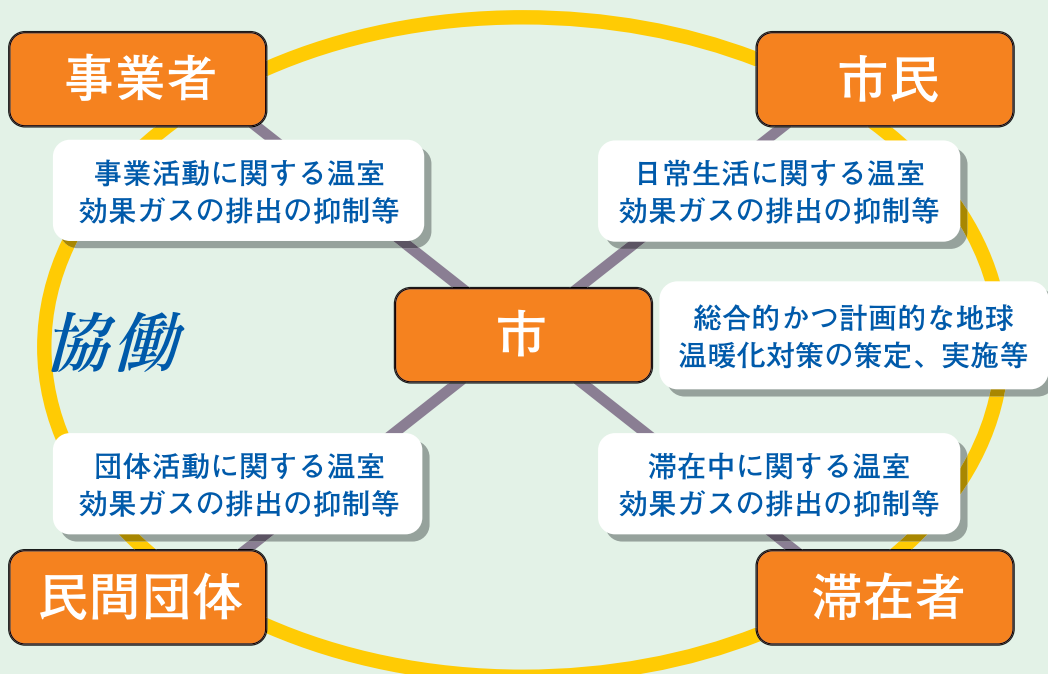
川越市地球温暖化対策条例とは

「川越市良好な環境の保全に関する基本条例」に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する計画の策定等、地球温暖化の防止に関して基本的な事項を定め、地球温暖化対策の推進を図ることによって、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するために定めた条例で、平成19年12月19日に公布、施行されました。

地球温暖化問題については、国では「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定し、地球温暖化対策の推進にあたっての基本的な枠組みを構築するとともに、京都議定書の6%削減約束を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして「京都議定書目標達成計画」を策定し、その対策を推進してきました。しかしながら、2005年度の日本における温室効果ガス排出量は、基準年比（1990年）で約7.8%増加しています。

本市においては、平成8年度から「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに「1%節電運動」を開始し、平成11年度からはすべての活動に対してできることから一つずつ率先して環境配慮を実施していく「1%節電プラス1（ワン）運動」を展開しています。また、市民に向けては「住宅用太陽光発電システム設置への補助」や各家族が数値を実感しながら省エネ活動に取り組む「エコチャレンジファミリー認定事業」などを展開し、積極的に地球温暖化対策に取り組んできました。

今後は、恵み豊かな地球環境を将来世代に引き継ぐため、市域全体で、より一層の地球温暖化対策を推進します。



条例の概要

1 市・事業者・市民・民間団体・滞在者の責務について [第3条～7条]

地球温暖化対策に取り組むために必要な市、事業者、市民、民間団体、滞在者の責務を定めています。



2 地球温暖化対策地域推進計画の策定について [第8条]

市域における地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、本市の自然的・社会的条件に応じた「(仮称)川越市地球温暖化対策地域推進計画」の策定を位置づけています。計画の中で「目標値」を設定し、目標達成のために必要な施策を体系的にわかりやすく示していきます。

3 事業者による温室効果ガス排出量に係る削減計画書の作成等について [第9条～12条]

エネルギーの使用量または温室効果ガスの排出量が一定量以上の事業者に対して、温室効果ガスの排出量の削減計画書の作成等を定めています。

(対象となる事業者の要件については、今後制定する規則の中で定めます)

〈想定している内容〉

■エネルギーの使用量が一定量以上の事業者

市内において年度実績で、燃料と電力を合算したエネルギーの使用量が原油換算燃料等使用量で1,500キロリットル以上の事業所を設置する事業者。

■温室効果ガスの排出量が一定量以上の事業者

市内において原則年度実績で、温室効果ガスのうちいずれかの物質の排出量(廃棄物の焼却処理や工場排水の処理等において発生するものであり、エネルギーの使用に伴うものを除く)が二酸化炭素に換算して3,000トン以上かつ常時使用する従業員数が21人以上の事業所を設置する事業者。



4 建築主による建築物に係る環境に配慮した計画書の作成等について [第13条～16条]

一定規模以上の建築物を新築、増築または改築しようとする建築主に対して、環境に配慮した計画書の作成等を定めています。

(対象となる建築主の要件については、今後制定する規則の中で定めます)

〈想定している内容〉

床面積の合計が2,000㎡以上の建築物の新築、増築、改築(増築または改築の場合、増築または改築に係る部分の床面積が2,000㎡以上のもの)を行う建築主。



5 小売販売事業者による特定機械器具の省エネルギーの性能表示について [第17条]

エネルギーの消費量が多い特定の機械器具を一定台数以上店頭で陳列して販売する事業者に対して、機械器具のエネルギー消費効率等(統一省エネラベル)の表示を定めています。

(対象となる販売店の要件については、今後制定する規則の中で定めます)

〈想定している内容〉

エアコン、テレビ、冷蔵庫をそれぞれ5台以上店頭で陳列する販売店。



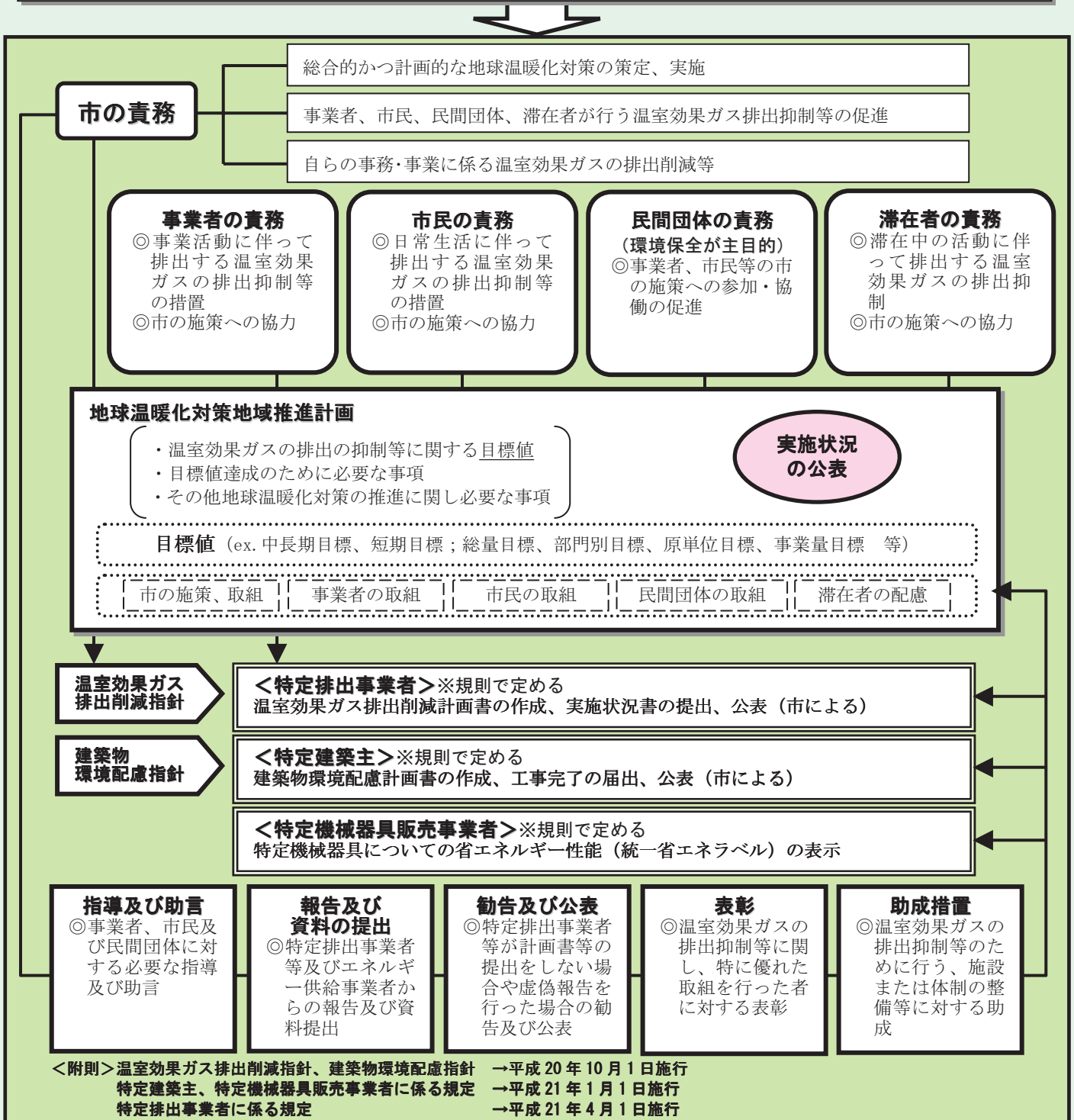
6 その他地球温暖化対策を推進するための必要な措置について [第18条～22条]

「指導及び助言」、「報告及び資料の提出」、「勧告及び公表」、「表彰」、「助成措置」等を定めています。

条例の構成

背景：◇地球温暖化による地球環境への深刻な被害の指摘（スターンレビュー、IPCC 第4次評価報告書）
 ◇気候変動枠組条約の究極目的である、「気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止する」ことが人類共通の課題
 ◇ハイリゲンダム・サミットにおける「2050年までに世界規模での排出量を半減することに向けての真剣な検討」、京都議定書の6%削減約束の確実な達成 → 国における対策の進捗は極めて厳しい状況
 ⇒本市として住民に最も身近な基礎的自治体としての役割と責任を自覚し、足元からの着実な取組を一層推進していくことが重要

目的：地球温暖化対策の推進を図ることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
 ←地球温暖化の防止に関し、市、事業者、市民等の責務を明確にする。
 ←地球温暖化対策地域推進計画の策定その他の地球温暖化の防止に関し必要な事項を定める。



川越市地球温暖化対策条例

(目的)

第一条 この条例は、川越市良好な環境の保全に関する基本条例（平成十八年条例第三十六号）第三条に定める基本理念にのっとり、地球温暖化の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにするとともに、地球温暖化対策に関する計画の策定その他の地球温暖化の防止に関し必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地球温暖化 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号。以下この条において「法」という。）第二条第一項に規定する地球温暖化をいう。
- 二 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の地球温暖化の防止を図るための施策をいう。
- 三 温室効果ガス 法第二条第三項に規定する温室効果ガスをいう。
- 四 温室効果ガスの排出 法第二条第四項に規定する温室効果ガスの排出をいう。

(市の責務)

第三条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

- 2 市は、事業者、市民、民間団体及び滞在者が行う温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずるものとする。
- 3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるものとする。

(事業者の責務)

第四条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第五条 市民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力しなければならない。

(民間団体の責務)

第六条 民間団体（市民及び事業者の組織する民間の団体をいう。以下同じ。）は、その活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるように努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

- 2 環境の保全を図る活動を行うことを主たる目的として組織された民間団体は、その活動を通じて、地球温暖化の防止に関し、事業者、市民及び滞在者の理解を深め、これらの者の地球温暖化対策に対する参加と協働を促進するように努めるものとする。

(滞在者の責務)

第七条 観光旅行者その他の滞在者は、その滞在中の活動に関し、温室効果ガスの排出の抑制に努めるとともに、市が実施する地球温暖化対策に協力するように努めなければならない。

(地球温暖化対策地域推進計画)

第八条 市長は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、地球温暖化対策に関する計画（以下この条において「地球温暖化対策地域推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 地球温暖化対策地域推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標値
 - 二 前号に規定する目標値を達成するために必要な施策に関する事項
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地球温暖化対策の推進に関し必要な事項
- 3 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定するに当たっては、川越市良好な環境の保全に関する基本条例第三十一条の規定により設置された川越市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、地球温暖化対策地域推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、地球温暖化対策地域推進計画の変更について準用する。
- 6 市長は、毎年度、地球温暖化対策地域推進計画に基づく地球温暖化対策の実施状況について、報告書を作成し、これを公表するものとする。

(温室効果ガス排出削減指針)

第九条 市長は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者として規則で定める者（以下「特定排出事業者」という。）がその事業活動において講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する指針（次項において「温室効果ガス排出削減指針」という。）を定めるものとする。

- 2 市長は、温室効果ガス排出削減指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(温室効果ガス排出削減計画書の作成等)

第十条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「温室効果ガス排出削減計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

- 一 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況
 - 二 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等に係る措置及び目標
 - 三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 特定排出事業者は、温室効果ガス排出削減計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更後の温室効果ガス排出削減計画書を速やかに市長に提出しなければならない。

(実施状況書の提出)

第十一条 特定排出事業者は、規則で定めるところにより、温室効果ガス排出削減計画書に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のための措置の実施状況を記載した書面を作成し、これを市長に提出しなければならない。

(温室効果ガス排出削減計画書等の公表)

第十二条 市長は、第十条第一項若しくは第二項の規定による温室効果ガス排出削減計画書の提出又は前条の規定による書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(建築物環境配慮指針)

第十三条 市長は、建築物の規則で定める規模以上の新築、増築又は改築をしようとする者（以下「特定建築主」という。）が建築物の環境に対する配慮に係る措置を適正に講ずるために必要な事項に関する指針（次項において「建築物環境配慮指針」という。）を定めるものとする。

2 市長は、建築物環境配慮指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(建築物環境配慮計画書の作成等)

第十四条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した計画書（以下「建築物環境配慮計画書」という。）を作成し、市長に提出しなければならない。

一 建築物の概要

二 建築物の環境に対する配慮に係る措置

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 特定建築主は、建築物環境配慮計画書の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、変更した内容を記載した書面を市長に提出しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

(工事完了の届出)

第十五条 特定建築主は、当該建築物に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(建築物環境配慮計画書等の公表)

第十六条 市長は、第十四条第一項の規定による建築物環境配慮計画書の提出、同条第二項の規定による書面の提出又は前条の規定による工事完了の届出があったときは、規則で定めるところにより、その概要を公表するものとする。

(省エネルギーの性能表示)

第十七条 特定機械器具（一般消費者が通常生活の用に供する機械器具で、温室効果ガスの排出の量が相当程度多いものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）を一の販売店において規則で定める台数以上陳列して販売する事業者（以下「特定機械器具販売事業者」という。）は、当該販売店において、規則で定めるところにより、エネルギーの消費量との対比における当該特定機械器具の性能に関する情報を適切に表示しなければならない。

2 特定機械器具を一の販売店において前項の規則で定める台数未満陳列して販売する事業者は、同項に規定する表示を行うように努めなければならない。

(指導及び助言)

第十八条 市長は、事業者、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を実施する場合において、必要な指導及び助言をすることができる。

(報告及び資料の提出)

第十九条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、特定排出事業者、特定建築主及び特定機械器具販売事業者に対し、この条例に基づく措置の実施の状況その他の必要な事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるエネルギーを市内に供給している事業者のうち規則で定めるものに対し、エネルギーの供給量その他の規則で定める事項について、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告及び公表)

第二十条 市長は、第十条第一項若しくは第二項、第十一条若しくは第十四条第一項若しくは第二項の規定による提出又は第十五条の規定による届出（以下この項において「提出等」という。）をすべき者が、正当な理由がなく提出等をせず、又は虚偽の記載をして提出等をしたときは、その者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。この場合において、当該公表の相手方に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(表彰)

第二十一条 市長は、温室効果ガスの排出の抑制等に関し特に優れた取組をしたものを表彰することができる。

(助成措置)

第二十二条 市は、事業者、市民及び民間団体が温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を推進するために行う施設の整備又は体制の整備その他これらに類する取組のために必要があるときは、助成措置を講ずるように努めるものとする。

(委任)

第二十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条及び第十三条 平成二十年十月一日

二 第十四条から第十七条まで、第十九条第一項（特定建築主及び特定機械器具販売事業者に係る部分に限る。）及び第二項並びに第二十条（第十四条及び第十五条に係る部分に限る。） 平成二十一年一月一日

三 第十条から第十二条まで、第十九条第一項（特定建築主及び特定機械器具販売事業者に係る部分を除く。）及び第二十条（第十四条及び第十五条に係る部分を除く。） 平成二十一年四月一日

《川越市地球温暖化対策条例に関するQ&A》

Q なぜ条例を制定したのですか？

A 全国的な動向にも増して、本市の温室効果ガス排出量の増加が著しく、地域における最も身近な地方公共団体が責任と役割を自覚し、一層の地球温暖化対策を講じる必要があることから制定しました。

Q 条例において、温室効果ガス削減量に関する目標は無いのですか？

A 温室効果ガス削減に係る目標については、条例第8条第2項第1号において、地球温暖化対策地域推進計画の中で「目標値」を定めるものと規定しています。

Q 市民、滞在者に対しては、何か具体的な義務が生じるのですか？

A 条例第5条、7条において「市民の責務」、「滞在者の責務」を定めていますが、個別具体的な義務を生じさせるものではありません。しかしながら、省エネ、エコドライブ、ごみの減量等を通じて環境にやさしいライフスタイルを実践していただくことを期待しています。

Q 地球温暖化対策地域推進計画とはどのようなものですか？

A 具体的には、「温室効果ガスの排出量の現況及び将来推計」から、市・事業者・市民等が実施する「温室効果ガス排出抑制対策・施策」を立案し、計画の「目標値」を設定し、更には「計画の推進体制」等を明確にするものです。

Q 温室効果ガス排出削減計画書の対象となるガスは何ですか？

A 「エネルギー起源の二酸化炭素」のほか、「非エネルギー起源の二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF6」が対象となる予定です。

Q 建築物における環境配慮とはどのようなものですか？

A 「外壁等を通しての熱損失防止」や「空気調和設備等のエネルギーの効率的利用」のほか、「再生可能エネルギーの利用」や「資源の適正利用」など、省エネの観点だけでなく、地球温暖化防止の観点に立った環境配慮を想定しています。

Q 省エネルギーの性能表示とはどのようなものですか？

A 省エネルギー製品の普及を図るため、製品にマークやラベルを表示して、製品の省エネ性能等をわかりやすく比較できるようにしたもので、「省エネラベル」のことをいいます。「エアコン、テレビ、冷蔵庫」については「統一省エネラベル」が表示され、このラベルでは年間の電気料金の目安や他製品と比較した場合の省エネ性能が星の数で表されます。

Q 罰則は無いのですか？

A 罰則はありませんが、条例第20条において「勧告及び公表」の規定があります。「勧告」については温室効果ガス排出削減計画書等の提出を故意にしなかった場合などに市長が勧告することができるものです。「公表」については「勧告」に従わなかった場合に市長がその旨公表することができるものです。

Q 助成措置とはどのようなものですか？

A 現時点の市の助成措置としては、太陽光発電システム設置補助、壁面緑化・屋上緑化補助などがあります。今後必要に応じ、更なる検討を進めていきます。

Q 事業者に対する義務はいつから発生するのですか？

A 条例は平成19年12月19日に一部施行されていますが、事業者に対する義務については今後段階的に施行されます。具体的な内容については本パンフレット4頁をご覧ください。

《川越市地球温暖化対策条例解説パンフレット（平成20年2月発行）》

◆◆ 問い合わせ先 ◆◆

川越市環境部環境政策課

〒350-8601 川越市元町1丁目3番地1

TEL：049-224-5866（直通） FAX：049-225-9800

E-mail：kankyoseisaku@city.kawagoe.saitama.jp

インターネットホームページ：http://www.city.kawagoe.saitama.jp/